

令和元年度名古屋市教育委員会第28号議案

指導が不適切な教員の認定等に関する規則の一部を改正する規則 案について

1 改正理由・内容

教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。

2 施行期日

公布の日から施行します。

3 規則案・新旧対照

別紙のとおり

(案)

指導が不適切な教員の認定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第 号

指導が不適切な教員の認定等に関する規則の一部を改正する規則

指導が不適切な教員の認定等に関する規則（平成20年名古屋市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第25条の2」を「第25条」に改める。

第11条第1項中「第25条の2第5項」を「第25条第5項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(参考 1)

新 旧 対 照

指導が不適切な教員の認定等に関する規則（抜すい）

改 正 案	現 行
(趣旨) 第1条 この規則は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「法」という。）<u>第25条</u>の規定に基づき、名古屋市立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び幼稚園（以下「市立学校」という。）の教員のうち、児童、生徒又は幼児（以下「児童等」という。）に対する指導が不適切な教員の認定等に関し、必要な事項を定めるものとする。 (判定会議) 第11条 委員会は、第5条第1項及び第9条第1項の認定に当たり、法<u>第25条</u>第5項に規定する者の意見を聴くため、判定会議を設置する。 2～3 (略)	(趣旨) 第1条 この規則は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「法」という。）<u>第25条の2</u>の規定に基づき、名古屋市立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び幼稚園（以下「市立学校」という。）の教員のうち、児童、生徒又は幼児（以下「児童等」という。）に対する指導が不適切な教員の認定等に関し、必要な事項を定めるものとする。 (判定会議) 第11条 委員会は、第5条第1項及び第9条第1項の認定に当たり、法<u>第25条の2</u>第5項に規定する者の意見を聴くため、判定会議を設置する。 2～3 (略)

(参考 2)

参 照 条 文

教育公務員特例法（昭和24年法律第 1 号）抜すい

改 正 後	改 正 前
(指導改善研修) <u>第25条</u> 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、児童、生徒又は幼児（以下「児童等」という。）に対する指導が不適切であると認定した教諭等に対して、その能力、適性等に応じて、当該指導の改善を図るために必要な事項に関する研修（以下「指導改善研修」という。）を実施しなければならない。 2 ～ 7 （略）	(指導改善研修) <u>第25条の 2</u> 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、児童、生徒又は幼児（以下「児童等」という。）に対する指導が不適切であると認定した教諭等に対して、その能力、適性等に応じて、当該指導の改善を図るために必要な事項に関する研修（以下「指導改善研修」という。）を実施しなければならない。 2 ～ 7 （略）